

## 令和元年度 第1回 市民福祉総合政策学識者会議 議事録

日時：令和元年6月20日（木） 14時から16時まで

場所：尼崎市立すこやかプラザ 多目的ホールB室

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、第1回市民福祉総合政策学識者会議を始めたいと思います。

本日は、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。この市民福祉総合政策学識者会議につきましては、平成30年11月から平成31年3月までの間に、全3回にわたり、本市の福祉分野別計画や地域振興体制の再構築、次世代育成支援対策推進行動計画といった内容を踏まえた今後の協議内容についてご検討いただきました。

そして、平成31年3月28日（木）に開催されました平成30年度第2回尼崎市社会保障審議会において設置が承認され、今回が第1回目の開催となります。

それでは、ここからの議事進行につきましては、座長をお願いします。

（座長）

それでは、議事に移る前に資料の確認を事務局からお願いします。

（事務局）

<事務局より配付資料の確認>

（座長）

それでは、「報告事項 (1)市民福祉総合政策学識者会議の調査審議事項について」に移ります。事務局、説明をお願いします。

（事務局）

<事務局より資料について説明>

（座長）

正式の会議は今日が第1回目ということですので、設置主旨というか、これからどういうことを審議していくのか、どういう性格のものなのかを確認していくものです。社会保障審議会の中に設置されていて、各分野、分科会をまたいでいく。場合によっては、こども子育て審議会も含めた内容ということで審議していこうと。

とりわけ、こういう分科会があるように、分野別の計画が昨今は進んでいるが、そのつながり、あるいは漏れという問題。更には、分野横断的ということで、住まい、所得補償、就労といったことも入ってくるかと思う。そういう包括的な支援ということで。これはサービスだけではなくて、実はガバナンスの問題でもある。行政や支援している団体などがもっている情報と地域住民や社会資源に関する情報をどういう風な形で、情報のやり取り、あるいはコントロールをするのかということも、実は(2)の包括的な支援に入ってくるのかもしれない。

さらには、尼崎市が今年度から正式に力を入れているというか、職員を配置して、まちづくり、地域振興ということで取り組んでいるので、それと従来更に重複していた福祉サイドでの自治会活動やまちづくりとの住み分けと連携という尼崎市固有の問題としてあるのではないのかということで、(3)が入っている。先ほど申しましたように、走りながら考えていくというのが、この会議である。

また後で日程もでてくるが、具体的にここで意思決定をして、建言というか、建議等々もし得る、また、しなければならぬと理解している。

審議内容の中のどれに力を入れるのか。あるいはどれも関係しているので、この3つの括りではなく、別の括りでもということも視野に入れて、今年はやってみたらどうだということでご提案いただければと思います。

ご提案もご質問も含め、まずはここまでの間で、ご意見、ご質問等あればどうぞ。

（委員）

調査審議内容と記載されているので、ある程度調査機能を有させていただいているのかと思うので、直球でお聞きしますが、予算はどれくらいつくのでしょうか。例えば、調査に関する予算であったり。皆さんの報告をもとにそれを聞くのが調査なのか、あるいは、例えばアンケートのような形まで踏み込ませてくれるのか。

(事務局)

アンケートをすることが必要であれば、予算も調整させていただこうかとは思っていますが、年度途中ですので、予算がつくかどうかということもあります。

また、来年度ですが、地域福祉計画改訂の調査がありますので、来年度には地域福祉計画の方では調査をしたいと考えています。また調査項目等の設定については、ここの議論を反映させていかななくてはならないのかなとも思っています。

(委員)

参考2はよくまとめてくれていると思う。昨年度は我々も自由に意見を言わせていただいたこともあってかなり風呂敷を広げた格好になっていると思う。

理由は、当然ながら各計画をまたぐような、総合的な、あるいはその、という言い方をしているので、間口は広がっているのだが。

実際、今我々の調査審議の内容はこうなんだという、絞りをかけなければならない。従来は、分野別で絞ってそれぞれ計画を作ってきたが、そのやり方ではだめだと言って、今回我々はやっているのだから、そうすると今度は具体的に何か審議していくためには、ひとつは全体をどうするのかということ、何かの形でどこかに焦点を絞るとか、何かに焦点を当てるという形で検討した上で、そこで出てくる計画の相互乗り入れや、あるいは政策の相互連携ということはこうしなければいけないということ、をきちっとやらないとうまくいかない。そのための処方箋は何だろう。といった展開になると思うが、そこがまだはっきりしない。

なので、そこをどうするか。これが我々の協議のテーマでもあるし、今日はどちらかという、我々以外は役所の方なので、そういった意味では庁内連携をしている状態なわけで、そこに我々が意見を言ったり、どうなんだと聞いた時に、あちこちから意見が出てきた時に、「ここ焦点をあてましょう。」「ここが核にならないといけないですね。」「この政策を基軸にしているんなものを寄せていきましょう」みたいな話ができないのかなと。それが従来の審議会。自治体の政策の方向性を決めるのが、計画であるならば、その計画の進め方について相互乗り入れするということなので、ちょっと視点が従来と違うのではないかと思う。まあまだはっきりしないけれど。

(座長)

具体的にどのように進めるのかということも、かなりテクニカルな話、仕組みの話だが、もう少し全体像の中での、ガバナンスにも関係するようなことをこの会議でやる。

行政の組織の中では、どんな風に繋げていくか、庁内で横断的に連携していくかを協議すると思うが、やはり審議会でするということは、もちろんそれにお役に立てるのあれば、それに越したことはないけれども、もう少し、新たな今までの、行政組織は縦割りでするのは当たり前でそれが一番効率的だった。ところが、こういう生活問題や分野横断的な話で、さあ地域包括ケアだと言いついた時に、今までのそういう仕組みでは間に合わない。じゃあ、どんな新しい仕組みをとるんだと。お金、人、情報、権限。そういうことを含めてガバナンスと私は呼びたい。そういうところで、どうあるべきなのかというところに一方では軸を置きながら、具体的には「こういう案件ではこうしたらどうですか」というテクニカルな詰めを、せっかくこういう庁内の最前線の方が来られているのだから、これをもう片方の軸にしていく。そうすると、かなりプラクティカルな提言ができるんじゃないかなと思う。

(委員)

回数や時間が限られているので、我々が意見を述べることに、所管課で少し協議して整理をしていただく。あるいは、担当部局が協議をしていただいて、これとこれとどうでしょうかというのをまとめていただく。というような関係性みたいなものはっきりしないと、担当課も困るし、関連部局も自分たちが何をするのかと困る。まあそうじゃないことを祈るが。というところを、整理しておかないと、しんどいかもしれない。実はこの間、資源情報の共有の件で会議があって。その時も同じような話になった。

(座長)

やはり、横断的なこととか、地域情報や社会情報を地域カルテというもので一つにして、部署によって全然ばらつきがあって、どこまで整合性、画一性のあるものを作るかということの必要性について、市長が仰っていた。けれども、市長がそれを踏まえてどのような庁内の体制を作ろうとしているのか。我々もそれを受けた上でなければとも思う。神戸では「つなぐ課」という部署を作った。例えば、今だったらひきこもり。これについてあちこちの関連部局があるので「つなぐ課」が、全体を調整する役目を担っていると聞いている。どれだけ効果が出るかはこれからだが。そういう風な仕組みをつくる

のか、あるいは先ほどいったような、どこか案件によっては司令塔に、連携といってもどこかが要にならないと。コーディネイト機能がないですから。そうすれば、要になるところが、権限とか情報の集中ができるのかどうかといった問題が出てくる。これは役所の中の話なので、むしろ市長がお考えになったら良いことで、我々がつべこべ言える話ではないけれど。

やっぱりこうした方が動きやすいですよ、とか、ここにあるような分野別計画の連携とか、包括的な支援のあり方とか、まちづくり施策との連携、というのであったらこういう仕組みが必要ですよ、みたいなことを申し上げることはできると思う。

(委員)

尼崎市の中でも、市社協がそうであるし、南北の保健福祉センターもそうであるし、子ども関係のワーカーの方がいて実際の事例をたくさんお持ちだと思う。また、他市においても、神戸市の場合はネットワークという呼び方をしているが、これは生活支援コーディネーターと地域福祉活動専門員を合わせた様な役割で社会福祉協議会に配置されている。この人たちが関わっている事例も多岐にわたっている。発達障害、精神障害、知的障害と、その親御さんの関係であったり、ひきこもりあるいは登校拒否と、母子とか、ゴミ屋敷、経済困窮の問題。それらは必ずと言って良いほど複合しているが、ワーカーたちが関われるのは入り口のところで、最初に見えている問題に対して対応していく中で、実はもう少し課題が輻輳しているとかがだんだん分かってきて、それに対して、行政、それから地域包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会等々が役割をもって、それぞれうまく入っていったり、相談し合って対応していくということだが、でもまだ本質的にその問題を解決するまでには突っ込み切れていないというのが、尼崎の場合も神戸の場合も見える。その辺りをどうすればできるようになるんだろうというポイントになるところで。行政内部でもそうだし、関係機関や専門機関でもそうだが、それをやらなければならないという認識をもっているところに来ている。それに対して、こちらが何か、「ぜひともそうしてほしい」「そうしましょう」という提案ができれば。だいぶん皆さんのお仕事の後押しというか、背中を押すという大変失礼な言い方かもしれないが。

(委員)

この学識者会議の中で回転軸、どこを中心に他に波及させていくのかということと絞込みながらやっていく方が他に波及させられるのかと考えている。

三つの矢があるとすれば、(1)から(3)のものがあるとするならば、すべてを満遍なくというやり方もあると思うが、まずは動き出しているものであったり、他に波及効果がありそうなものから集中的に審議するというやり方もあるのかなと思いつつ議論を聞いていた。

(委員)

それはテーマのことなのか。動く人のことを指すのか。

(委員)

例えば、分野横断的な包括的支援のあり方というのがあって、各庁内連携の在り方を考えていきたいと思いますというのをここで協議していくのがいいのではないかと判断した。

(座長)

今仰っていることは協議事項の今後の進め方にも影響しますし、地域福祉推進協議会に我々がどのように関わっていったらいいのか、お手伝いできるのか、ということにも関係してくると思う。

だから、具体的な取っ掛かりとして地域福祉推進協議会もあるので、そこをフィールドにして、我々が色々な提言をするというのも一つ具体的な方法かと思えます。

それでは、議論を前に進めましょうか。先ほどの審議事項の協議から、市民福祉総合政策学識者会議においては、「尼崎市版地域共生社会」が一つのキーワードになると考えます。

(2)「第4期兵庫県地域福祉支援計画」及び「地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」について説明をお願いします。

(委員)

県の第4期の地域福祉支援計画が今年度スタート年で、昨年度策定されました。策定にあたって議論されてきた内容についてご報告させていただきます。

内容的には、これまでの尼崎市の地域福祉計画であったり、社保審などのこういった会議の場で議論してきた内容とほぼイコールですので、目新しいものがあるわけではありませんが。

資料4をご覧ください。まず兵庫県の地域福祉支援計画と社協活動指針、この二つの関係性ですが、どんな問題意識で作成してきたかといいますと、2017年に兵庫県社協に地域福祉政策研究会という政策研究会を作りまして、そこに、県行政であったり地方行政の委員の方々、社協、民生委員等に入

っていただいて、今の地域福祉政策の流れをどう分析して、現場対応としてはどう解釈するべきかとの議論をしてきました。

それを下敷きにしながらいの支援計画の議論、社協活動指針を作ってきました。そのため、議論のベースになったのはこの政策研究会での議論になっております。

なぜこの政策研究会を設置したのかということですが、大きくは理由が3つありました。

1つは、地域共生社会というのが、国から強く言われております。2000年の基礎構造改革で国民みんなの福祉というステージから次の地域共生社会となった時に、この一連の政策動向を現場でどんな風に解釈していくのかということについて明らかにしていく必要があるだろうと。ということでこの研究会を設置しました。特に問題意識として強かったのが、全国的に、総合相談というところ。今回、包括的な支援体制も中に含まれていますが、総合相談づくりというのが、制度の狭間の対応ということで、単にその受け皿づくりということで、地域力を強化しましょうという流れは、地域福祉の現場からすると、少し違う解釈でこれを受け止めなければいけないんじゃないかということで、総合相談との流れの絡みで、今回の指針を考えています。

もう一つ、最後は、今まで地域福祉を進める実施主体という、アクターとしては当事者ボランティアを含めた地域住民と福祉専門職、専門施設みたいなのが中心だったが、それに加えて、地域福祉がこうやって政策化されることは、自治体行政職員もそこにアクターとして加わってくるということになるので、今回の地域福祉支援計画の策定段階では自治体行政との共通認識づくりが必要だろうということで、実は第3期まではそういった研究会を設けて1年早く議論するということはしていなかったが、今回、第4期の県地域福祉支援計画策定にあたっては、まず下準備として1年前倒しで、県社協で研究会を設けて共通認識を持った上でそれぞれの策定にあたる、という流れにさせていただきました。

地域福祉支援計画とか社協活動指針のポイントですけども、大きくは2部制で構成しました。特に社協活動指針はそうです。

1部はそもそも地域共生社会ってどう捉えたら良いのという考え方で、2部はそれを実現するためにどんな推進方策がありますかという、この2つに分けて構成をしています。

1部の地域共生社会をどう捉えたら良いのということについては、2つほど問題意識があり、1つは地域共生社会がややもすれば表面的な理解、単に地域の中で助け合いを進めていきましょうというスローガンの提唱のされ方をされがちであることに対して、本質的な共生社会の意味を踏まえた上で、各自治体でこの言葉を使った地域福祉計画を作っていく必要があるんじゃないかということが一つ。

2つ目は、やはり次のステージに入っているということを相当意識しないと、従来通りの地域福祉、例えば社協でいいますと、地区社協をベースにして、地縁組織を少しベースにした地域組織活動を中心にやっていましょうという、従来やってきたことの継続みたいなことに捉えられがちなので、地域共生社会って従来から言ってきたことだよ、地域福祉の実践方法についても、これまでのものを踏襲していくんだよねと捉えられがちなので、そうではないという認識をもつということもあった地域共生社会の捉え方を、この中では掲げています。

ちょうど県の支援計画の時にはユニバーサル社会づくりのガイドラインもついていましたので、それをふまえて理念を位置づけました。

今回は社協活動指針をベースに内容紹介をしようと思っておりますので、資料7をご覧くださいと思います。

今ご説明した内容がP3、地域共生社会とは、というところが書いてあります。

ここの議論の中で書いていこうとなったのは、そもそも地域共生社会というのが言われたしたのは、社会福祉の分野では1970年代くらいの障害福祉の分野で、反差別、反排除ということで社会参加の確保とか人権改革という流れの中で使ってきた言葉が最初です。今、再び、国の方で提唱し始めたことの背景は、こういった国民運動があるわけではないが、一方で社会的な孤立とか排除ということが、障害者だけではなく広く深刻化したり拡大しているという認識に立たなければいけないんじゃないかということ、この地域共生社会の捉え方の中では解説をしています。

なので、例えば単身化社会がこれから進んでいって、家族という最小単位のコミュニティも弱くなってきていて、地域も一枚岩ではない中で、拡大化深刻化していく社会的孤立、共生社会になっていない現実を、これから地域福祉としてどう捉えていきますかという課題認識が必要だろうということ、この中では提起をして、また県の支援計画でもこういう認識に立って、社会的孤立の排除を地域福祉としてどう捉えていくのかということ、これを捉えています。

第3期でも社会的孤立の排除というのはかなり意識したが、より第4期の中で強調して考えたということです。

社会的孤立、排除をとらえた地域福祉の推進方策として何があるのかということについて議論したのが、P6です。推進方策を4つ記載しています。

1つ目が、この学識者会議の審議事項の3つ目にもあがっていることですが、まちづくり施策と連動させて、小地域単位の自治づくりをどう進めていくのかというのが1つ。2つ目が地域福祉のネットワークで、漏れのない相談支援体制や地域づくりをどう支えていくのか。3つ目が総合相談支援。これらを支える地域福祉マネジメント。先ほどガバナンスという言葉もありましたが、地域福祉をマネジメントする計画の在り方というのを推進方策の4つ目に入れていきます。

おおよそ内容については、県の支援計画では、順番や表現が異なるが、これを下敷きにベースにしながら議論を行っていただきました。

1つずつご紹介させていただくと、推進方策の1つ目のまちづくり施策と連携した小地域福祉活動の推進ということですが、これを前面にもって来たことは、個別支援の手段として地域を強めていくというわけではなく、そもそもが福祉的な自治形成ということを高めていく中で、地域力をつけていくという意味で、地域力強化をまず最初に持ってきています。その中でも、2つベースとなる考え方があります。個人を包む多様なコミュニティとか協働性がうまれるような地域づくりをしていく、これは社会的孤立、一人ひとりが孤立している中で、もう一度そういった方々が入っていくような、コミュニティを単一ではなく多様に社会の中で、できれば地域の中で作っていくということを考え方の一つにしています。

もう一つは、一つの地縁組織の中だけでコミュニティを形成するのではなくて、いろんなコミュニティが連携しながら、持続可能な地域コミュニティを作っていくということで、このベースとなる二つの考え方で方策を立てています。P9以降が、それぞれこの考え方でどうなっていくイメージなのかを記載しているものになりますけども、レジュメでは、5つ地域福祉の推進方策をあげています。

1つ目は小地域福祉推進組織と住民自治組織によるまちづくり協議会や、市民自治協議会という形で、各地域で組織されている組織体と連携していくということになります。

これは地域福祉とコミュニティ施策との連携ということになります。尼崎の場合は、自治体イコール社協ですのでちょっと他市とは違うが、兵庫県全体でみると、40市町のうちの半分くらいは、こういったまちづくり協議会というのが、小学校区域ごとに組織化が進んできています。この辺は平成の大合併を受けて地域組織強化というのが行われてきたが、そこと従来ある地区社協や地域福祉推進委員会みたいなものが別々に存在するのではなく、うまくビジョン、計画を一緒にしていったりとか、要は、阪神間でも元々地区社協があったところでは、まちづくり協議会の福祉部会として、具体的に組織を連結させ、組織統合しながら地域づくりと福祉を一体に進めるといったやり方が出てきています。

2つ目の特徴としては、セルフヘルプグループ、これが当事者同士のコミュニティ形成、孤立しがちな方同士がまずは力をつけていく。一緒に分かち合って進めていく。それから、社会教育との連携をしながら多様なコミュニティづくりを支えていきましょう。これも尼崎は公民館エリアでしようとしていることなので、既にこの方向で進んでいることだが、こういったことの打ち出しもしています。

3番目に挙げているのが、地域ニーズの仕事化ということで、仕事化というと就労のところで難しいが、今まで有償のボランティア活動でやってきたような活動を仕事として、地域の中で興していくというような取り組みも、地域福祉の中で支えていかなければいけないという打ち出しです。

例えば、障害をもった方が集落で買い物難民になっていたり、生活支援で困っている高齢者のニーズに応える。移動販売車を、障害をもった方が障害事業所として、そこで就労しながら地域ニーズを満たしていくという取り組みや、尼崎でも地産地消でNPO法人、障害事業所がリサイクルショップをオープンさせて聞いたが、そういった地域密着のニーズに対して、その地域の障害をもった方が、高齢者あるいは女性の方々、ひとり親家庭の方々が、小さな仕事が就労のひとつの場を作っていくというのが、これから、昔からコミュニティビジネスで、生きがいサポートづくりとかで取り組んできましたが、改めて今回の地域福祉、地域づくりといった時に必要になってくるんじゃないかということであげています。

4番目と5番目は、小地域福祉計画づくりと地域支援のチーム形成ということになります。地域支援のチーム形成というのは分かりにくいと思うが、P15の指標4になります。従来、地域づくりを支援するとか地域福祉組織化となると、社協に配置されているコミュニティワーカー、専門員の方々が中心となっていたが、それだけではなく、行政庁内の中でも連携しながら、あるいは福祉業界の中でも、

コミュニティワーカーだけではなく介護職員や相談支援専門員がチームになって、一緒に小地域に入っていくというようなことで、ここでは地域支援チームという呼び方をしています。この辺り、実は介護保険から始まった介護保険の生活支援体制整備事業から始まって、チームと言わなくても生活支援コーディネーターさんと社協のコミュニティワーカー、あるいは地域包括支援センターがエリアを一緒にもっていくというようなことで体制を作っているところも出てきています。そこに行政のコミュニティ政策課も一緒に入ってそれぞれの小学校区なり、中学校区なり、小エリアをどんな風に支援していくのかということの共通目標をもって、行政も社協も包括も一緒にそのエリアを見ていくといった取り組みが、生活支援体制整備で弾みがついてきているんじゃないか、活動の芽が出てきているんじゃないかと思っていますが、こういったものを高齢政策課だけではなくて、まちづくり部局なんかも入りながら、地域を一緒に支えていくチームをそれぞれの自治体で考えたいということ、この指針なり、あるいは県の地域福祉支援計画の中で記載をさせていただいております。

あと2つ目の方策として挙げておりますのが、P17になります。これも既に尼崎市では圏域ごとのネットワークづくりというのを、今日も資料の中に示してらっしゃいますけども、P17の指標5の下の図になりますが、自治会とか町内会エリアの小さなエリアから小学校区エリア、中学校区エリア、市町域というエリアごとに住民が話し合ったりするネットワークを作っていきたいというような、この地域福祉ネットワークの形成、これは第3期でも提案をしておりましたけども、第4期の今の県の支援計画の中でもこれより具体的に解説をした形で入れ込んでいます。結局、包括的な相談支援体制といった時に、ワンストップの一個の相談窓口を行政が持っているだけではなかなか解決にまでは至らないし、早期発見までは及ばないので、より身近な地域の中で、そういったことが初期段階でできるようなネットワークづくりのことを、ここでは提案をしています。この辺りについては特に強調していることが、レジュメでいいますと裏面に4点記載をさせていただいております。

1つは、これは平成27年度からの介護保険の生活支援体制整備で、協議の場を作りましょうということが進められておりますので、その圏域とこの地域福祉の圏域の話し合いの場をできるだけ早い間に、地域住民が気付いて見守りをしたりとか生活支援ができるようなネットワークを作っていく圏域というのをバラバラとするのではなくて、その整合性をとっていきましょうということを入れております。

2つ目は、小地域で、地域の住民、場合によってはヘルパー、ケアマネ、包括の方々も参加しながら必要な話し合いの場を作っていくというようなこと、地域支援あい会議、見守り会議、こういったものも県内でいくと40市町のうち半分くらいが、全部のエリアにそれができているわけではないんですが、尼崎含めそういった取り組みが進められていますので、今後5年10年位かけて、そういったことを推進していきましょうということを書いています。

3点目が、多職種の福祉専門職が、初動体制、地域の一番窓口で専門職になっていって、それぞれ虐待対応であったり、あるいは介護のプロであったりとか福祉職の専門性をもってらっしゃるワーカーさんにも、地域住民と一緒に協働したりとか、初期相談ができるワーカーを地域の中で、今も多職種の福祉専門職がそういう対応をしていくといった提案をしています。

4つ目は、プラットホーム型で幅広い関係者と連携協働しながら、今はない資源を作っていくということで、これはもう既に災害やこども支援など、いろんな分野で各地域で工夫して進められています。本当は、社協がこの辺り腕を振るところだと思うんですけど、こういったネットワークによる課題解決の促進ということ、この推進方策の2番ではメインに当てています。3番目に挙げているのが、包括的な相談支援体制ということで、ここが総合相談になります。総合相談については色々あるんですが、仕組みとして書いているのがP26の一番下の指標7になります。

総合相談については、行政の中でワンストップの総合相談窓口を作ったら解決するというわけではないということで、4つの仕組みを作っていくという提案をしています。1つは地域福祉ネットワーク、これは先ほど申し上げたエリアごとのネットワークづくり。

2つ目が市内、社協組織内の連携。市内連携については第4期の地域福祉支援計画ではページ数を割いて強調をしているところになっています。実践として市内連携が大事だということは認識されているものの、それをどう動かしていくのかということ、尼崎もそうだと思うが、どこの自治体も試行錯誤しながら取り組んでいるところです。

3番目が、社会福祉法人間連携です。法人が地域公益活動をするのが社会福祉法の中で位置づけられたということもあるので、社会福祉法人同士が分野を超えて手を組むことで、1つの地域のセーフティネットみたいになっていくということで、兵庫県でもそういう方針のもと、40市町中の半分くらいの

市町でこの「ほっとかへんネット」という名称で社会福祉法人間のネットワークを作っています。

ただ、協議体はできたが、具体的に制度の狭間の課題に対して社会福祉法人同士が連携して相談支援ができていくかというところとまだごく一部の取り組みですが、この間の国の審議会でも厚生労働省の研究委員会で、神戸市垂水区の「ほっとかへんネット」が発表をされていますが、そういう連携を通して障害分野と児童分野、普段はあまり繋がりが無いが、そこが繋がることによって、世帯支援、家族支援ができたり、あるいはこれまで地域の資源をなかなか知らなかった福祉法人の方々が、地域に出て行って、そういった初期相談を受ける体制を作ったりとか、あちこち少しずつだが、そういった取り組みが生まれていますので、そういったこともひとつ包括的な相談支援を尼崎市の中で作っていくという時のひとつの取り組みになろうかと思えます。

4番目が権利擁護支援の仕組み。これは4番目ですが、一番ベースというか、一番基本になるところの権利擁護の仕組みで、ここも権利擁護支援センターがあれば良いという話ではなく、どちらかというと虐待防止とか権利擁護というところについていえば、地域包括支援センターだったり、障害分野では既に虐待防止センターというのがありますので、そこをどう連携しながら支えていくのか、バックアップしていくのか、っていうことの仕組み図みたいなものが必要だろうということで、権利擁護支援についての仕組みというものを入れています。

最後に、これらを全体で推進していくためのものが地域福祉計画ということで、P35以降に記載しておりますが、ここは県の支援計画の中でも2つのことを入れています。

1つは、地域福祉計画の実体化ということで、特定財源をもたない地域福祉計画が上位計画にこの度なったということで、その理念に終わらせず、具体的な施策をどう作り動かしていくのかということについて、実体化という言葉も県の支援計画の中でも使っておりますが、これもなかなか書ききれなかったところで、どうやったら実体化できるのかというところが次の宿題かなと思っております。

もう一つは、事業ができていくのか出来ていないのかというチェックに終わらないような進行管理や評価をしていく。第3期の計画までは、進行管理についてそこまで踏み込んで書いてはなかったけども、第4期の地域福祉支援計画や活動指針の中でも、第三者を入れた外部の評価委員会を組織して、庁内連携をベースにしながら、この評価、進行管理を行っていくというようなことを入れています。その中で、全ての事業を満遍なく評価、点検するというよりも、どの回転軸をベースに他の事業に波及させていくのかという軸の見極めであったりとか、その点検というところを外部の方々と一緒にしていくということが重要になってくるのかと思っております。

資料6はあまり使わなかったんですけど、大体の内容は資料の7と6が少し重ね合わせながら今回出されていますので、資料7を中心に説明をさせて頂きました。

(座長)

ありがとうございました。

第4期の県が作った計画と、それに先立って作られた県社協の活動指針が、今までの活動から一つ踏み出して。そういう展開になるのかなと思えます。ご意見、ご質問あわせて承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(市社協)

社協という立場は離れますが、回転軸という話がありましたが、生活困窮者自立支援法ができた辺りから、困窮者支援というのが、尼崎にとっては、どこに送ったらどんな解決ができるのか、困窮者は救う対象だけではなくて、当事者として活躍の場として、回転軸というのは地域福祉の協議会の場で一つ議論になるのかなと思えます。

(事務局)

生活困窮者の部分と重ね合わせるとどういう展開ができるのかなというところになると、地域の方と連携ができたらいかがでしょうか。

(座長)

ひきこもりなんかで、こういう地域福祉の計画と、生活困窮者自立支援との重なり、あるいは交流できそうな点、何かありますでしょうか。

(事務局)

まず地域の中で問題になっていることが、窓口に来るまでに至るのかどうかというのが一つと、引きこもりに関しては、一定の専門性が必要になってくるであろうと思われるが、今行政の中でひきこもりに関して専門性をもっている部署があるかというところではないかと思えますし、足りない部分があるかということも議論する壇上というのが、地域でやるのか行政がやるのかというところが決まっ

ていないので、そこをどう作っていくのかというところがこの議論の中で考えていけたらなと思います。

(座長)

最初に仰ったことは、基本的に、申請主義で来た者をどうアウトリーチしていくか、あるいは問題をどう発見するか、住民が発見した声をどう拾い上げて次のアクションに結び付けるかという、それが一つの話。それから、引きこもりに関しての専門性というのは、引きこもりも色々なパターンがあるので、何が引きこもりの専門性かということについても、精神的な問題なのかそれ以外のことなのか、とか色々あるので、その専門性が、この領域の人に任せていたら引きこもりが解決するという話ではきつくないと思う。新しい社会現象というか社会問題、従来のパターンではどういう風に解決できるのかできていないのか、というのを拾い上げていくことが一つ大事なこともかもしれません。

そういった意味では高齢者の方では地域福祉を先取りしたような色々な取り組みはやってきたわけですが、何かこういうフォーマットでこれまでやってきたというような、福祉にはこれが足りないとか、何かございますでしょうか。

(事務局)

P3の上の真ん中の右側、差別、偏見を含めた孤立、排除の厳しい現実を認識した上で、社会的に弱い立場の個人が認められ、軋轢を乗り越えること抜きに共生社会は実現しえませんが、国は共生社会だ、と言っているんですが、それに対して下の部分、共生も地域づくりも、そこに暮らす住民以外によって強制されるべきものではありません、逆に、言い方は悪いが、国は共生社会だと言っている、けどそこに暮らす住民は全然そんなことを思っていない、国からは強制されているんだ、という雰囲気はまだあるなどは思っています。

そんな中で、住民の意識を変えていくために我々がいるのは重々承知しているが、意識を変えるにも住民の中に武器がないと思っています。住民の方も、お手伝いはするけどもキーパーソンとしてずっと見ることはできないというところで、じゃあキーパーソンは誰がするのとなると、とりあえず市がする、とりあえず気付いた人がやっている、という現実、それが一つ体系化するというのを考えていけないといけないのかもしれないけど、そんなことは一市町でできることではないのかなと。そこがすごく感じたところです。

(座長)

確かに、見つかった時によく支援の仕方として伴走型と言うけど、それだけ人をつけることもできないし予算もないので、どんな伴走をするのかという問題はありますよね。

(事務局)

しんどい人にはずっと寄り添っていないといけないんだけど、結局一番重そうな、例えば後見人をお願いするのなら後見人に、後見相当じゃないとなれば我々市が見るケースもあるしケアマネに任すケースもある。

(座長)

冒頭に仰ったのは、その人にとってのコミュニティを、複合的なものを作るようにしようと。それができないから排除があるわけだけでも、体制を作っていくことで誰か一人が伴走ということにならないように、いろんなコミュニティに属するということが大事だと思う。都市によってはこれが可能。都市によっていろんなコミュニティがありますからね。

(委員)

今あるコミュニティにその人が入っていくにしても、新しいコミュニティを作るにしても、すぐできるわけではないところが悩ましい。そこまですっと伴走し続けることになるんだろうかということになるんだと思いますが、専門職が対個人を支援していくことだけではなく、コミュニティの力でその人を包摂していくような、コミュニティ支援みたいなのこの視点もこれから。

(座長)

そのときのコミュニティというのが、小地域だけではないというのが、今回ある種の脱社協。今はSNSとかいろんなコミュニティがあるので。

(委員)

先ほどの報告事項1の内容と今の議論の内容とあわせて感想めいたコメントになるが、庁内の連携とか他領域の連携、横串ということもキーワードとして大事にされてきているところなんですけど、横串だけではなくて、今起きている問題に対して、複数の専門領域の目を向けるという運動性、これから予防的な計画を立てることが、予防的な視点を入れていく時に連続性みたいな視点も大事なんだろう

なと思う。

例えば引きこもりの問題にしても、大人になってから引きこもりになる人ももちろんいるが、子どもの時に不登校だった、子どもの時に親子関係であったり、虐待があつての今の引きこもりに至っているのなら、そうなる前に何ができるのかというところから、今のこども家庭福祉で何をすべきなのかを掘り下げて考えていく必要がある。貧困の連鎖もそうだが、縦軸と横軸と両方の視点から多領域でみていくような取り組みとかが必要なのかなと思いました。

あと、二つ目がこども家庭福祉の分野が、それ以外の高齢者や障害者の分野をどう理解した上で自分たちのやれることを考えるかというところと、こども子育て家庭、子ども家庭福祉の直面している課題をどうシェアしていけるのかというところが非常に課題になるなど。住民主体という言葉が地域福祉の中に出てくるが、住民として子どもがどれだけ認識されているのかというのはかなり弱いところかなと思うので、その子どもをどう捉えていくのかというところを意識していきたいと思います。

(事務局)

子ども子育て審議会では、子どもの虐待、引きこもりなどを考えているが、確かに家族まとめて支援する、地域の中で支援するという議論になかなかないという実態があるので、子どもに関することを市全体で取り組んでいければというのと、この場で議論されていることをどういう風に考えるのかというのには欠けていた視点かなと思います。

(座長)

確かに家族政策という視点があり日本にはない。だから、子どもの虐待というけど、実は親の病気、無職、低所得、障害、とか、いろんな要因があつた家族として、どういった課題を抱えているのかということを見ないで、複合化した問題を家族をユニットとしてみた時に問題が見えてくるし、そこに集中的に関わっていくというのが大事なのかもしれません。

(事務局)

資料7のP5にあります、兵庫県が目指す地域共生社会の姿の6つの要素が書いてあるが、高齢者施策を所管しているので、5番の参加、参画を通じて、あらゆる人が自分らしさを発揮できることというところで、これからどんどん高齢者の数が増えていくので、その中で高齢者が自分らしく生きていくという意味では、この6つの要素はよく表現されているなと感じました。

(委員)

回転軸について、おそらく仮設が10なり20なり必要になってくると思うが、ひきこもりであったり生活困窮もそうだと思うが、共生社会という捉え方をすると、裏の課題というかソーシャルインクルージョン、社会的包摂包含でネットワークの網に漏れた人たちを、どれだけこの地域にあるんだということになってくると思う。なので、一つに絞らないで、例えば各市町でもっているような問題を仮説として出してやっていくのが一番いい方法じゃないかと思うのと、それから、変に一つに絞ってしまうと、その提言に最初からなってしまうと非常に固いものになってしまうと思います。

私はもともと高齢者の専門だが、例えば高齢者が地域の中でいじめ問題が発生した、ここは空き家の問題がある、ここはゴミ屋敷の問題がある、いろんな社会問題がいっぱい出てくるんですね。どんな社会問題がいっぱいあるのかなという炙り出しが必要なのかなと思う。

(座長)

今仰ったことで、資料5の県の地域福祉計画の概要で、4に基本目標、基本理念、推進方策とありますが、その基本理念、社会的な包摂、排除に対しては、排除というのは社会的な孤立ではなくて、制度に入れない、あるいは社会関係から見落とされているとか、いろんな側面があると思います。

だから、例えば労働市場に自由に競争して入るとするのは、あなた障害があるから働けないよとか何歳以上だから来てもらったら困るとかの労働市場からの排除、あるいはいろんな制度からの排除、それをなくしていこうというのがソーシャルインクルージョンです。

それから、社会問題と捉えだしても良いが、生活福祉課題に初期に気付き、それに対応していくと、この社会がもっている脆弱性を個人の責任に帰するのではなく、それを社会として対応していくという意味で、リスクマネジメントをあげています。そのためには、先ほど住民自治と、あるいは住民によるガバナンスという形でコミュニティづくりというので、第3期からの引継ぎを県に入れさせたところなんですけど、そういう視点で、炙り出しの時の一つの基準になるかなと思って、こういった理念を掲げています。

(市社協)

資料4(3)の④社会福祉法人間の連携というところで、31年の3月に、尼崎でも広域的な取り組

みをするためのネットワークを、市内に本拠地をおく企業が50弱ありますが、そのうち40くらいにお声がけをいただき参加いただいております。まだスタートしたばかりですが、徐々に法人ごとの理解も進んでいるところです。ただ尼崎の場合、児童、保育関係の法人の分野が少し多いのが特徴ですが、もう少し市内の法人に地道に説得していきたいと思います。

(事務局)

民間の社会福祉法人にセーフティネットを広めているという感じがするんですが、地域に求めているというわけではないんですかね。リスクマネジメントが大事だというのは前から思っているが、誰が何をやるという想定になっているのか、県社協では誰に何をやってもらうという観点で考えているんですか。

(委員)

第一義的な生存権であったりその責任主体については、各自治体、行政にあるものの、実体としてセーフティネットといった場合、生活をどう支えていくのかといった時の地域のセーフティネットの一翼を担うのが、一つは社会福祉法人の使命であり役割であろうというところで、社会福祉法人のネットワークによって地域のセーフティネットの一翼を担うというやり方で、各市町の法人さんに働きかけをしているところです。

(市社協)

こういった話を法人さんと何度も話を進めているが、例えば何をしたら良いの、とか、何ができるの、という話になった時に、まさに施設の1コーナーを貸して住民の方が集まれるようにして、そこで生活の話をするようになってたりするわけだけでも、そういうのを言い換えると総合相談窓口機能をもつことになるんですよと言っています。

(座長)

さっきの、属するコミュニティが複合化している、多様化している、という議論と同じで、セーフティネットの一つじゃないかもしれないですね。

基本は公的責任ということで生存権は保証しないといけないけども、個々の小さな問題に気付くとかいうようなことは申請主義の中では難しいので、住民からあがってきた時にどこで対応するのか、どこでネグレクトしないのかということだと思いますね。社会福祉法人の役割というと、大阪では社会福祉法人の寄付をコミュニティソーシャルワーカーの財源にしていますよね。

(委員)

そうですね。それと、児童系の社会福祉法人はなかなか厳しいが、社会福祉法人自体が社会貢献をしないといけなくなってきたが、何をしたら良いのか分からないと。そういったところで指針を出すのも一つかなと思います。お金は貯まるが何に使って良いのかが分からない、どんな貢献の仕方が良いのかが分からない。そこら辺で計画を立てて一緒にどうですかというのも一つかもしれない。

(事務局)

話が戻るが、P3の一番下の、住民以外によって強制されるべきものではない、というのが気になっています。尼崎には本当にいろんな方が住んでいて、実際、地域振興体制の再構築ということで地域担当職員が配置されている。それぞれのところで住民発意に基づいた地域づくりを進めているんです。実は福祉課も6地区を回って、その職員向けに地域福祉はこんな課題がある、孤立であったり、差別であったり、その結果が自殺であったりとか、災害時の助け合いが難しくなっている、という話をしている。要は、地域課の職員が地域住民に対して何かを働きかけよう、地域発意といった時に、その地域発意が、声をあげる人にとっての発意になってしまう。そうではなくて、声をあげられない人がいるから、その人たちを支えるための働きかけを地域課職員が地域の人にしてもらわないといけないんじゃないかといったことになる。強制ではない、むしろそういうことを地域の人に考えてもらう働きかけをしてくださいと伝えているが、非常に難しいと考えているのが一つ。

もう一つが、庁内間の連携で、地域の人が非常に困っている、地域で色んなことを知っている人が、先ほどのひきこもりの問題やゴミ屋敷の問題の相談に来るけども、それに対して行政と一緒に考えましようという体制に必ずしもなっていない。窓口に来た人の相談にのるスキームはある程度できているがそこまでできていない、行政の中の職員間の認識がまだできていない、そういったところが、庁内間の連携がまだ難しいのかなと感じています。実際南北の保健福祉センターの職員と本庁の我々の共通認識が難しい部分があるのかなと感じています。そこが地域福祉の難しいところなのかなと思います。

(座長)

社会福祉というのは、今まで金銭を中心としたり、あるいはサービスの再分配ということに力を入れてきたわけですが、こういう地域の自治というのは、情報が一方の人に偏っていたり、あるいは発信力が偏っていたり、行政や議会に対する影響力が特定の人に偏っていたり、ということで、権力の再分配をある程度念頭に置いておかないといけないと思う。皆さんの声を聴きますと言いながら、アドボカシーの役目をソーシャルワーカーなり誰かがしていけないと、その人にとって代わって発言する、声なき声を出す、ということをやらないと、権力の再分配というのにならないと思います。そういう意味では、地域というのは特定の人に権力があって、権力に行き届いていない人を排除と呼んでいるわけですから、まさしくこの包摂の問題というのは、特に福祉の業界では権力というのが焦点にされていなかった。実はこれは、地域振興の体制という話になると、誰が決めるのかとか、誰の声をどこまで聞くのかという、こういうパワーの問題は、これからきっと考えていけないといけないのかなと思います。

時間の関係もありますので、質疑はここまでにしたいと思います。次の審議事項の「市民福祉総合政策学識者会議の今後の進め方」について、事務局から説明願います。

(事務局)

<事務局より資料に基づき説明>

(座長)

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

スケジュールの中で今日が1回目で、2回目までの間に地域福祉専門分科会があるんですけど、例えば、こども子育て審議会との連携というか、そこで話し合われた内容をどこまで反映させたら良いとか、内容の見通しは何かありますか。

(事務局)

今、こども子育て審議会でも計画を考えておられると思いますので、それについてはその都度事務局からご報告をしていただきたいなと思っております。その進捗の度合いは事務局と調整ができていませんので、そこに関しては具体的にはいつの段階ですというのはまだ検討中です。

(座長)

市民福祉総合政策なので、家族であれ地域であれ、そして様々な行政分野であれ、総合政策をやっていくというのがここですから、当然色々な部会から、子どもだけじゃなくて、例えば住宅など幅広く聞いて、それをトータルに考えていくというのがこの会議体の一つの役目ですから、あまり領域とか考えないように。

この検討チームが、事例が豊富で、それをもとに連携の在り方とか仕組みを考えたら良いかなと、特に委員が仰っていたので、この検討チームでどういう事例を取り扱ったりするのかといったことを含めて、検討チームのこれからの動きをまた教えて頂いて、あくまでここは意見をお聞きしたり協議するだけですけど、それを踏まえて個々で持って帰って、ここで固めて市長なりに提言することはできますので、ぜひこの場を活用してください。

具体的には、この検討チームはいつからスタートしてどんな話を展開するのか、というところや日程を委員の皆様にご紹介いただいて、そのテーマだったら私が行きましょうということで手を挙げて頂いたら、オブザーバーにはなりますけど、アドバイザーのつもりで行っていただきたいと思います。

(事務局)

説明の補足で、資料10で、今しごとくらしサポートセンターで、複合的な課題を抱える事例を3つほど書かせていただいています。このどれを検討するのか、もしくは全部検討するのか、というのは今後地域福祉推進協議会の中でやっていくことにはなりますが、資料10はそういった具体の事例を挙げたものになります。

(委員)

地域福祉推進協議会自体が、このまるごとチームで事例検討された結果の出口はどうなるのか。

(事務局)

地域福祉推進協議会自体は付属機関でもありませんので、意見交換の場です。お互い社会資源の共有であったり意見交換をしたりという場になります。ただ、そこで出た意見については、この庁内推進会議の中で検討させていただいて、必要に応じて事業化をしていくようなイメージを持っているけども、実際に事業化しようと思ってやる場合には社保審などのお墨付きは必要になってくるのかなと思いますので、また社保審の方にもアドバイスをいただきながら進めていきたいと考えています。

(座長)

また、この検討会議で出てきた普遍的な仕組みの欠陥や、あるいはこういった仕組みを作ったら良いんじゃないかといった仕組みの提案を提言の中に入れていくのは十分に可能で、また必要だと思います。

(委員)

この事務局は南部福祉相談支援課か。

(事務局)

地域福祉推進協議会は福祉課が主たる事務局にはなるんですけど、南部の福祉相談支援課も事務局で合同事務局という形をとっています。

(事務局)

この地域福祉推進協議会の前身の生活困窮者自立推進協議会でも、こういったことをやりたいなという気持ちはあった。当時は事例の紹介までに留まっていたが、今回のような形になったことは良いと思う。ただ、構成メンバーが行政のメンバー中心になるので、前向きな議論ができるのかというのが若干心配ではあります。

(座長)

時間の関係もありますので、質疑はここまでにしたいと思います。次に、福祉関係窓口における情報共有について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<事務局より資料に基づき説明>

(座長)

これは、実際のところ、役所の中での使い勝手はどうか。

(事務局)

生活保護システムについては、20年以上前のシステムを改築しながら使い続けており、単なる計算システムになってしまっているのので、ケースの分析等には使えない。現在、システムの入替えの準備をコンサルをつけて行っており、3年後位には新しいシステムに入れ替える作業を、今まきに行っている。

(座長)

そのコンサルは、自立に繋がるようなシナリオなんかがあって、「これを後押しすれば生活が立て直される」までであるのか。ただ単にデータを入れていくだけのシステムなのか。

(事務局)

今、そのシステムの仕様を固めるためのコンサルを入れているところかと思います。つまり、今現在のシステムの流れをどうするのか、これからどんなシステムを入れていくのか、ということについて、検討を進めているところです。

(座長)

それと、今、庁内でA Iを活用しているところはあるのか。例えば、過去の事例などを入れていって、これは医療扶助だけでいけそうとか、あるいは就労に結び付いたりだとか、生活困窮でまず対応できるだろうとか。そういうケースを振り分けるとかは、皆さん熟練していないとすぐにはできないだろうし、担当ケース数も多いだろうし、そういうベテランの方たちの成功例やノウハウをA I化しようというのではないのか。

(事務局)

効率化の観点から、情報政策分野や総務局分野で一定の研究は行われているとは思いますが、例えば今の生活保護の話でもそうだが、クラウド化ということについて研究はしていると思うが、それは法定受託事務としての事務処理部分についてであり、自立というような分野については、手付かずであると思う。

(座長)

私が言いたいのは、基礎情報を入れていって、その情報をどのように共有するかという話である。それぞれ、これまで本当に尼崎市職員が苦勞をして、失敗した事例、あるいは成功した事例、それをこの情報の中に入れていけば、一から全部やる必要がなくなる。異動先でも。やはりノウハウの蓄積はしていかなければならない。そうでなければ勿体ない。単なる個人の手柄、あるいはしんどかったなという話で片付けてしまうのはもったいない。それを、ノウハウとして情報を加工できるような、あるいは「こういう時はどんなシナリオが」というように、ある程度パターン化できるに越したことはない。それとカンファレンスとを組み合わせれば、業務がすごく効率化できると思う。

例えば、圧力をかけてくる人間にどういう対応ができるのか。どうしたら犠牲にもならないし、加害者にもならないのか。そういうノウハウを、個人の技としておいておくだけではなくて、組織の文化として、みんなでノウハウとしてため込んでいくのかということが、私は本当の意味での情報の共有、あるいは情報の加工。それを共有して、次の業務に使える情報にする。これができれば、皆さんの今までの苦労が結実、それも足し算ではなくて掛け算で結実するんじゃないかなと思う。これから、AI化は出てくると思う。

(委員)

2つ質問があります。1つ目は、子どもの育ち支援センターには教育委員会から就学先以外の情報は法律で出してはいけないとなっているのか。それとも尼崎市の教育委員会が「ここまで」と定めているのか。

(事務局)

就学先というか要保護児童情報ということですが、詳細は分かりませんが、情報提供について条例改正を行った際に、弁護士の先生から大分厳しい意見があったと聞いています。その調整の結果、必要最小限度ということでここに記載の情報を提供することができたと聞いています。

(委員)

2つ目は、地域福祉推進協議会の事例検討に参加させていただくとすると、ここに所属の担当の職員の皆さんは、情報区分として、これだけあるものの中から必要な情報を取り出すことができるのですか。それで、事例に対してどういう、今、保護が行われているのか、保健所がどうサポートをしているのか、というのが仮に見えるとする。でも、事例検討の中には当然ながら外部も関わってくる。行政職員以外の人たちも関わってくる可能性があって、実際、連携してこの人のことをサポートしていこうとしたら、一定の情報を外に出さないとかんという場面も出てくる可能性があるのだけれど。それについては、今、何か明確に縛りがある、あるいは曖昧である、個人の問題でケースに関わる事であれば相談の中でそういう事については一定披瀝しても問題はないなど、どうなっているのか。

(事務局)

基本的には、個人を特定できる情報というのは、当然外部には提供できないとなっていますので、そういったものが特定されないような形の事例で。

(委員)

そうしたら、事例検討で、実際に生活に困窮していて、子どもが学校に行っていない、行った時にその子どもの状態で障害があるかないかとか、親から暴力を受けて児童相談所に相談に行った事があるかないか分からなかったら、という事があるのだけれども。それは、ペーパーや言葉では言えても、その詳細な情報がここから取り出して云々ということはない、と。

(事務局)

事例を作る際には、当然必要な情報を集めて、場合によってはその事例の中に入れて、皆さんで議論していただくこととなります。適切な情報があれば、また確認して。

(委員)

逆に言うと、児童相談所が絡んでいるとする。児童相談所の担当者がどなたで、その人がどういう援助方針をもっていて、というのは、いわば行政の保健福祉センターの職員さんを経由してその人に聞いてもらって、また、実際にどうするかは外部の人はそこからワンクッション置いて聞いて、話を進めるという事か。

(事務局)

そうなります。

(事務局)

ちょっと良いですか。地域ケア介護についても同じような個別の事案があります。間違いなく、同意書といいますか、まずは参加いただく専門職の、地域の関係者を含めて一筆いただく。議事録は、今は配付していません。事例を書いたペーパーも、ケースバイケースなのですけれども、基本は回収しようかと。

国は、いわゆる今度のインセンティブコンセプトで、そこで指標の一つとして加えているのが、地域ケア介護議事録をちゃんと展開していますか、イエスだったら抵触レベルなので、という事は、してくださいということか、みたいな。

(委員)

少なくとも法的な守秘義務があるのと、専門職として当然ながらその人の専門職性から得られる守

秘義務があるというところ以外に、不安であるとか何だかんだ言いますと、どうするのって話ですね。  
今受けてやっているのは、やって良いよというところですね。

(事務局)

そうしないと地域ケア会議が成り立たない。

(委員)

私も事例検討をよくやるのですが、弁護士さんに相談しましたら、その各事例検討会研究会の中のコンプライアンスを明確にするためにちゃんと数を明記せよと。その会によって内容は違ってくる。

それと、個人情報保護法の例外規定というのがありまして、例えば命がかかってくる場合には、ある程度の情報を出さないと検討ができない。その例外規定を、この位は例外規定を大丈夫だと該当させていかないと、例えば本当に命が危ないような事例が出てきた時に、緊急性が必要になってきたら出すというような、どこかに客観的に明文化されているというのが一つポイントになってくるとい形なので。

そこら辺の事例研究をされる形であったら、これは出すけれどもこれは出さない等といった、ちゃんとした条文、これを見て我々が判断するのではなく、尼崎でやるならばこれは出せる、これは出せないと。

先ほどの座長の話と総合してお話させてもらいますと、座長はかなりのビッグデータがあるだろうみたいなもので、福祉の方ではプロファイリングできていない所がすごく多いのです。そこら辺のものが、個人情報ネットワークになっていたり、コンプライアンスでここ突っ込まれるのでは、という事で結局まとめきれないような形になってしまうのがあるので。逆手にとったら、そこら辺をかなり明確にしたら、ある程度踏み込んだ事が出来るのかなというような感じがあります。

と言うのは、実はかなり踏み込んだ事例を扱っているものですから、弁護士さんに来てもらうわけにいかなかったんで、その都度電話で確認しております。その弁護士さんが仰るには、あまりビビりすぎると事例検討の本質を欠くような事になって、結局しゃんしゃん大会になってしまうかなと。そこら辺をちゃんと明確にしたらある程度踏み込んでいけるのかなというのと、座長が仰られていたみたいに、将来的にAIでできる位しっかりしたものができてくるのかな、というのは感じています。

(座長)

プライバシー保護というのがよく誤解されているのですけれども、自分の情報を誰が持っているか、誰が情報を共有しているか、それから自分の情報について自分がまた更新する権利がある、そのようにプライバシーの考え方が変わってきているのに、とにかく情報は出してはいけないということで止まっているところが多いです。

そういう意味では、貴方の情報はこういう所で利用されていますよ、こういう所で活用して貴方の生活を守ります、という所を一筆とるというのも一つなのですよ。

それからもう一つは、先ほどの命に関わる所とか、例えば虐待などそうですけれども、ここらあたりになるとある種措置の世界ですから、本人の同意とか、そんなの関係ないところの話ですよ。だから、そこらへんを分けて考えないと。個人情報を、プライバシーをどう考えるか、目的外利用をどう考えるか、まさしくコンプライアンスと言うか、ある程度の線引きを、ここだけの事ではないですけども、尼崎市でどのように考えるかという事を、特に地域振興が入ってくるともってそうですよね、これは難しい答えで。ここら辺、地域振興を含めてどんな風に個人情報の扱いを市として、でも、多分こういう問題解決に関しては一律ではなく二、三の基準を設けた方が良いでしょうね。

(事務局)

多分個々のケースのカンファレンスとか、ケース検討会など実際の支援関係者が集まる場では、それぞれの法律に基づいて守秘義務を課せられて、という範囲の中で個人情報のやり取りをしています。

今回やろうとしているのは、あくまでケース検討という事例ですね。具体的に支援に繋がるというよりも、実際の事例を元にして今のサービスの内容を考えていこうというようなイメージを持っておりますので、モデルみたいな、個人情報をそんなに取扱わないというような前提に立っています。

(座長)

色々な団体がありますのでね。確かに。

(委員)

今仰ったのは事例検討という意味ではそうなんだけれど、情報を使うというのは実際にケースを扱うという事なので、その意味でどうか。

それから、事務局が今仰ったように、前者の方ではどうふりかかってくるのか。従ってネットワーク

は重要、それには一番簡明な方法としては、先ほどマネジメントというお話もありましたけれども、そこでどれだけ役割を果たすか。個人、行政の個人の職員さんというよりは、その部局とか仕事とかいうところで、どれだけ整理していくかということが大事なのではないか、という意味で聞いたのですけれどね。

それでは、これをもちまして、令和元年度第1回市民福祉総合政策学識者会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました

以 上